

令和元年6月7日

第92回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市プレミアム付商品券発行事務の
システム化について

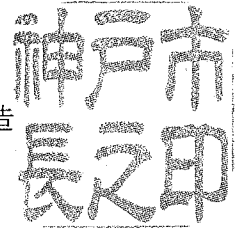
(経済観光局)



神経商第 304 号
令和元年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：経済観光局商業流通課

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎：条例第7条第3項に該当する情報

◎【DV被害の避難者に関する情報】

住民票所在地

住所

氏名

生年月日

◎【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

措置等自治体情報

住民票所在地情報

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

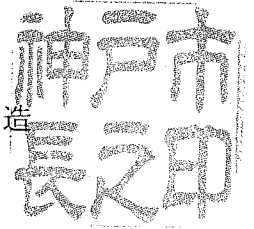
徴収金階層区分



神市住第 525 号
令和元年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局住民課

プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

- ・個人番号
- ・世帯番号
- ・郵便番号
- ・住所（漢字・コード）
- ・世帯主氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・世帯主通称名（漢字・カナ）
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・続柄
- ・在留資格
- ・在留期限
- ・前住所（漢字・コード）
- ・住民年月日
- ・住民届出年月日
- ・住定年月日
- ・住定異動事由
- ・住定届出年月日
- ・転出予定年月日
- ・転出届出年月日
- ・転出実定年月日
- ・転出予定地・実定地（漢字・コード）
- ・全部一部区分
- ・異動届出年月日
- ・異動年月日
- ・異動事由（区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除、その他戸籍）
- ・異動消除事由
- ・消除日
- ・送付コード

【DV被害の支援者に関する情報】

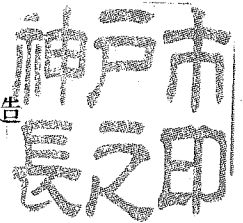
- ・住基個人番号
- ・保護開始日
- ・保護終了日

神保生保第 712 号

令和元年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護の被保護者に関する情報】

所管行政区

世帯番号

員番号

住基個人番号

氏名(漢字・カナ)

生年月日

性別

住所

保護開始年月日

保護廃止年月日

保護停止年月日

保護停止解除年月日

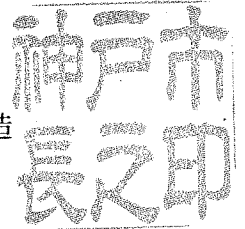


神ここ家第 964 号

令和元年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども育成部家庭支援課
こども家庭局こども家庭センター

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童福祉施設等措置台帳情報】

○子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名(漢字・カナ・アルファベット)

通称名(漢字・カナ)

性別

生年月日

住所

決定年月日

措置開始年月日

措置解除等年月日

入所施設の種類(児童養護施設、重症心身障害児施設等)

入所施設名

措置理由

○保護者の情報

福祉施策個人番号

氏名(漢字・カナ)

通称名(漢字・カナ)

生年月日

続柄

住所

居所

徴収金階層区分

【障害児施設台帳情報】

○子どもの情報

福祉施策受給者番号

氏名(漢字・カナ・アルファベット)

通称名(漢字・カナ)

性別

生年月日

住所

支給開始年月日

支給終了年月日

サービスの種類（知的障害児施設、重症心身障害児施設等）・区分

利用事業者

○保護者の情報

福祉施策個人番号

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

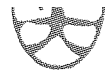
生年月日

続柄

住所

居所

徴収金階層区分



神保障支第1312号
令和元年6月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者支援課

神戸市プレミアム付商品券管理事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

入所等施設情報

氏名（漢字・カナ）

生年月日

性別

入所等年月日

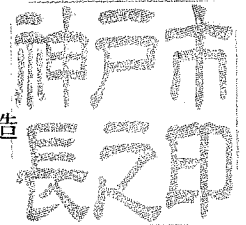
退所等年月日

住所

神保高高第 509 号
令和元年 5 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

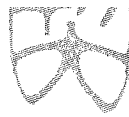
神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課

神戸市プレミアム付商品券管理事務のシステム化について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

入所等施設情報
氏名（漢字・カナ）
生年月日
性別
入所等年月日
退所等年月日
住所

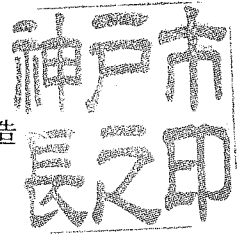


神経商第 304 号-2

令和元年 6 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：経済観光局商業流通課

プレミアム付商品券発行事務のシステム化について
(条例第11条「電算機処理の制限」に関して)

◎：条例第11条第2項に該当する情報

【住民基本台帳情報】

個人番号

世帯番号

郵便番号

住所（漢字・コード）

世帯主氏名（漢字・カナ・アルファベット）

世帯主通称名（漢字・カナ）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

続柄

◎在留資格

◎在留期限

前住所（漢字・コード）

住民年月日

住民届出年月日

住定異動年月日

住定異動事由コード

住定届出年月日

転出予定年月日

転出届出年月日

転確年月日

転出予定地・実定地（漢字・コード）

全部一部区分

異動届出年月日

異動年月日

異動事由（区間異動、転居、世帯主変更、転出、死亡、職権消除、その他戸籍）

異動消除事由

消除日

送付コード

◎ 【DV 被害の支援者に関する情報】

住基個人番号

保護開始日

保護終了日

◎ 【DV 被害の避難者に関する情報】

住民票所在地

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・コード）

生年月日

【市民税に関する情報】

住基個人番号

税世帯番号

年度（調定・賦課）

区コード

税整理番号

税宛名番号

税名寄先宛名番号

扶養義務者宛名番号

扶養区分

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

住所（漢字・カナ）

扶養者数（控除対象扶養親族・年少扶養親族等の内訳）

所得金額（総所得・分離所得・繰越損失・所得控除等の内訳）

市民税（均等割）課税非課税の有無

◎ 【生活保護の被保護者に関する情報】

所管行政区

世帯番号

員番号

住基個人番号

氏名（漢字・カナ）

生年月日

性別

住所

保護開始年月日

保護廃止年月日

保護停止年月日

保護停止解除年月日

◎【児童福祉施設入所等児童等に関する情報】

○子どもの情報

措置等自治体情報

住基個人番号

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

退所等年月日

○保護者の情報

住基個人番号

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

徴収金階層区分

◎【虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報】

◎【虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報】

入所等施設情報

氏名（漢字・カナ）

性別

生年月日

入所等年月日

退所等年月日

神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について

1 業務の内容

(1) プレミアム付商品券の概要

プレミアム付商品券事業は、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の発行を行う。

以下の対象者からプレミアム付商品券（購入額：2.0万円、利用可能額：2.5万円）の購入申し出があった場合には当該商品券を発行する。

- i) 平成31年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）32万8千人
- ii) 学齢3歳未満の子（平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子）
が属する世帯の世帯主 約4万人

事業の実施に必要な経費を対象として、国から補助金（10/10）が交付される。

(2) システムの概要（システム化する事務）

プレミアム付商品券交付対象者の基準日時点の対象者リストを作成の上、対象者に購入引換券を送付し、販売店舗において商品券を発行する。これら一連の処理を正確・迅速に実施するため、発行事務のシステム化を行う。

なお、原則として、平成31年1月1日現在、市内への住民登録者を対象としているが、実際の居住地に住民登録を移していないDV被害者等については、他自治体と連携しながら、重複交付を防止する。

① 住民税非課税者への申請書の送付、申請書の審査及び購入引換券の送付

平成31年度市民税非課税者に対し、本市の税務部局より発送する「非課税の確認のお知らせ」通知にプレミアム付商品券の申請書を同封・送付する。（生活保護受給者等を除く。）

平成31年度住民税非課税者に対し、申請書を送付し、申請者から返送された申請書を審査のうえ、氏名情報等を外部委託により電子データ化し、記録媒体で受領する。受領データをプレミアム付商品券発行管理システムにより、住民基本台帳システム、福祉情報システム、国・県等からの関係情報等と突合し、申請者に購入引換券発行・不発行の通知をするとともに、発行確認用データを作成する。

② 3歳未満児の世帯主への購入引換券送付

平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主に対し、購入引換券を送付する。

(3) システム導入の効果

発行対象者となる約36万8000人について、住民基本台帳・課税データ等から、

基準日時点の対象者リストを作成し、申請書を送付する。対象者リスト作成においては、住民税課税状況、扶養・被扶養情報、生活保護受給情報、施設入所者情報など、多岐にわたる情報源について、それぞれの条件に基づいた情報を一括で処理をする必要があり、煩雑な作業となる。そして、申請書送付後、返送された申請書の情報に基づき、資格要件に該当しているか審査する。審査においては、申請時点で対象者の条件に該当するか再度点検する。そのため、膨大な数の資格対象者状況のデータを管理し、正確・迅速に実施するには、事務処理のシステム化が不可欠である。

(4) 実施計画

令和元年6月 システム開発・テスト

令和元年7月～ 非課税者へ申請書作成・発送、申請書の受付、審査、購入引換券発送、データ処理。子育て世帯のデータ抽出、引換券発送、データ処理。

(5) 処理件数

対象者数 約36万8000人

・扶養外住民税非課税者 約32万8000人

・3歳未満 約4万人

2 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 対象者特定に必要なデータ抽出や端末機の操作にあたっては、個人IDによる認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセスを受けられることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

エ コールセンターにおいてデータ参照等を行うための端末はスタンドアロン型とし、外部ネットワークには接続しない。

(2) 運用上の保護

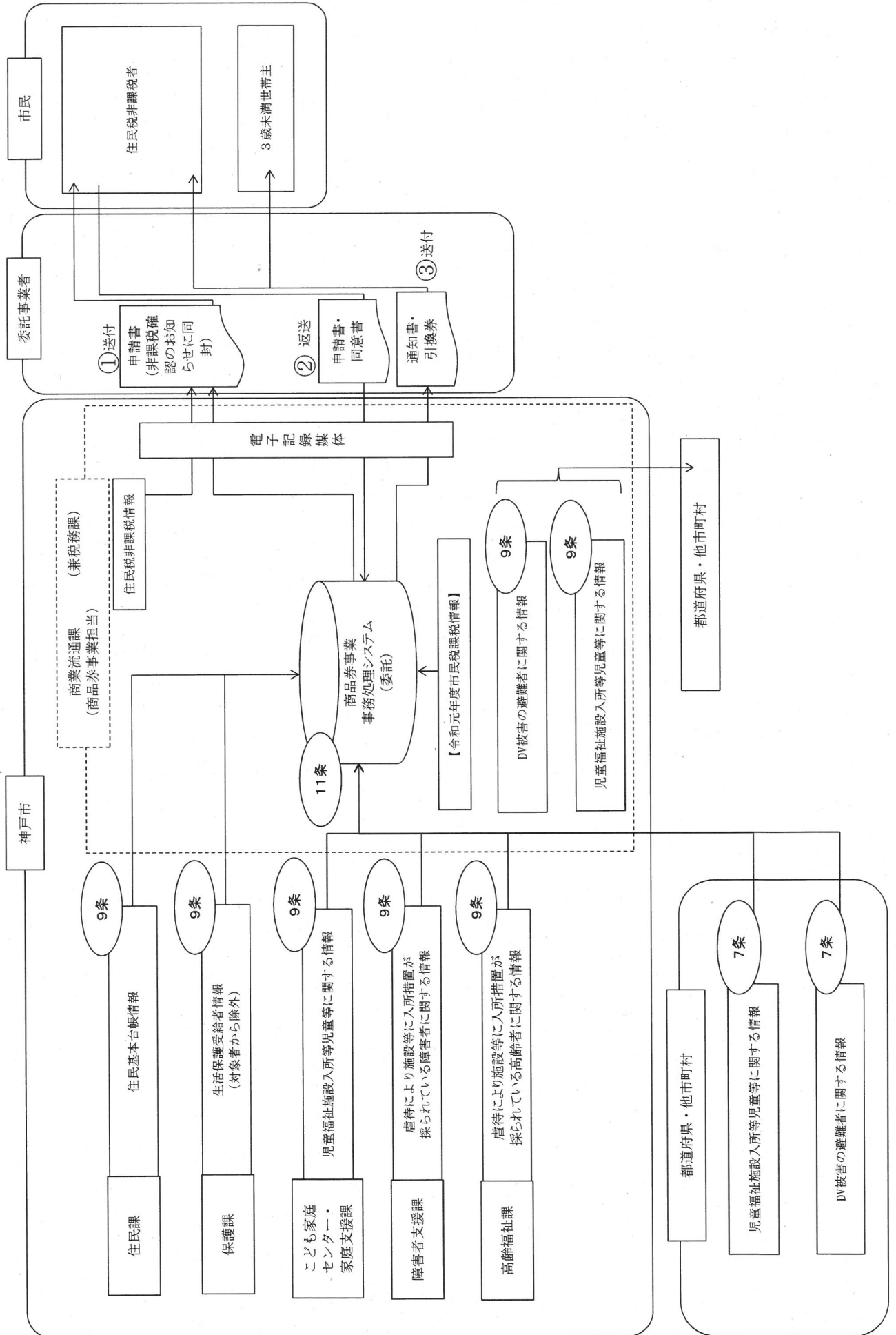
ア 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

イ サーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

- ウ 電子データを記録した電子記録媒体には暗証番号を設定した上で、提供及び受領に当たっては、受払簿により経緯を記録し、確認できるようにする。
- エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかに消去し、電子記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして破棄する。また、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる情報の保護

本事業において、申請書の印刷、審査、及びコールセンターによる市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。



プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助。

1. 購入対象者

- (1) 2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) 学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^(注)）までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

(注) 消費税・地方消費税引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1. (1) の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）
②上記1. (2) の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）×3歳未満の子の数

※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）

- 割引率：20%（プレミアム補助額：5千円）
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請）
- 取扱事業者：市区町村内の店舗を幅広く対象として公募（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：500円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

- 31年度予算：1,723億円 ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上